



# 安全データシート

この安全データシートは以下の要件に準拠している：  
JIS Z 7252:2019; JIS Z 7253:2019

改訂日 2026/02/12  
改訂番号 1

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 MC-1BK111 MAKE-UP

製品コード MC-1BK111

登録番号 該当しない

### 安全データシートの供給者の詳細

供給者  
ブラザーインダストリアルプリンティング株式会社  
東京都大田区西蒲田8-20-8 アゼル3号館  
電話番号：03-3736-2731

緊急連絡電話番号 緊急電話：+44 207 858 0111 (24時間、英語のみ)

電子メールアドレス bipj-dominosds@brother.co.jp

### 化学品の推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 印刷用インク関連物質  
。

使用上の制限 産業用途専用

## 2. 危険有害性の要約

### GHS 分類

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 引火性液体              | 区分 2     |
| 急性毒性(経口)           | 区分に該当しない |
| 急性毒性(経皮)           | 区分に該当しない |
| 急性毒性(吸入) - ガス      | 区分に該当しない |
| 急性毒性(吸入) - 蒸気      | 区分に該当しない |
| 急性毒性(吸入) - 粉じん/ミスト | 区分に該当しない |
| 皮膚腐食性/刺激性          | 分類できない   |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性   | 区分 2A    |
| 呼吸器感作性             | 分類できない   |
| 皮膚感作性              | 分類できない   |
| 生殖細胞変異原性           | 分類できない   |
| 発がん性               | 分類できない   |
| 生殖毒性               | 分類できない   |
| 授乳に対する又は授乳を介した影響   | 分類できない   |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露)    | 区分 3     |
| 区分 3 標的臓器影響： 麻酔作用。 |          |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露)    | 分類できない   |
| 誤えん有害性             | 分類できない   |
| 水生環境有害性 短期(急性)     | 区分に該当しない |
| 水生環境有害性 長期(慢性)     | 分類できない   |

オゾン層への有害性

分類できない

GHSラベル要素

## 注意喚起語

危険

## 危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気

強い眼刺激

眠気又はめまいのおそれ

## 注意書き

## 安全対策

- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと
- ・熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙
- ・保護手袋／保護衣及び眼／顔面保護具を着用すること

## 応急措置

- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること

## 保管

- ・施錠して保管すること

## 廃棄

- ・内容物／容器を適用される現地、地域、国、及び国際規則に従って廃棄すること

他の危険有害性

情報なし。

**3. 組成及び成分情報**

## 化学物質・混合物の区別

混合物

| 化学名又は一般名 | CAS番号    | 重量%       | 化審法インベントリ | 化審法番号   | 安衛法インベントリ | 安衛法番号   |
|----------|----------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|
| 酢酸エチル    | 141-78-6 | 70 - <80% | 既存        | (2)-726 | 既存        | (2)-726 |
| エタノール    | 64-17-5  | 20 - <30% | 既存        | (2)-202 | 既存        | (2)-202 |

## 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

該当しない

## 労働安全衛生法

## 通知対象物質

法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9及び第3号別表第3

危険性又は有害性等を調査すべき危険有害物

法第57条の3

| 化学名又は一般名 | 規則名称  | CAS番号    | 施行日 |
|----------|-------|----------|-----|
| 酢酸エチル    | 酢酸エチル | 141-78-6 |     |
| エタノール    | エタノール | 64-17-5  |     |

表示対象物質

法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9及び第3号別表第3

| 化学名又は一般名 | 規則名称  | CAS番号    | 施行日 |
|----------|-------|----------|-----|
| 酢酸エチル    | 酢酸エチル | 141-78-6 |     |
| エタノール    | エタノール | 64-17-5  |     |

## 毒物及び劇物取締法

該当しない

## 4. 応急措置

|                       |                                                                                                                                          |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般的なアドバイス             | 治療を行う医師にこのSDSを示すこと。                                                                                                                      |
| 吸入した場合                | 空気の新鮮な場所に移すこと。ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。                                                                                          |
| 皮膚に付着した場合             | 汚染された衣服及び靴を脱ぎ、直ちに石けん(鹼)と多量の水で洗うこと。                                                                                                       |
| 眼に入った場合               | 直ちに少なくとも15分間まぶた(瞼)の裏側まで多量の水で洗うこと。洗っている間は眼を大きく広げたままにすること。受傷部をこすらないこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。刺激が生じて長引くときは、医師の手当てをうけること。 |
| 飲み込んだ場合               | 無理に吐かせないこと。口をすすぐこと。意識のない者には、何も口から与えてはならない。医師に連絡すること。                                                                                     |
| 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状 | 眼の発赤および流涙を引き起こすおそれがある。灼熱感。高濃度の蒸気を吸入すると、頭痛、めまい、疲労、吐き気及び嘔吐のような症状を引き起こすおそれがある。                                                              |
| 応急措置をする者の保護に必要な注意事項   | すべての着火源を排除すること。医療者に物質の関与を伝え、自身の保護及び汚染の拡大を防止するための措置を講じること。指定された個人用保護具を着用すること。詳細については項目8を参照。皮膚、眼又は衣類との接触を避けること。                            |
| 医師に対する特別な注意事項         | 症状に応じて治療すること。                                                                                                                            |

## 5. 火災時の措置

|                       |                                                                                                                 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 適切な消火剤                | 乾霧。粉末消火剤。二酸化炭素(CO2)。耐アルコール泡消火剤。                                                                                 |
| 使ってはならない消火剤           | 高圧水で漏出物を散乱させないこと。                                                                                               |
| 特有の危険有害性              | 着火のリスク。製品及び空容器を熱源及び着火源から遠ざけること。火災の場合には、水噴霧でタンクを冷却すること。燃焼残留物や汚染された消火水は現地の規制に従って廃棄しなければならない。引火性。容器が熱せられると破裂するおそれ。 |
| 危険有害性燃焼生成物            | 熱分解または燃焼した製品は次の物質を含むおそれがある：有害なガスまたは蒸気。一酸化炭素(CO)。二酸化炭素(CO2)。                                                     |
| 引火性特性<br>爆発性          | 引火性の高い液体及び蒸気。容器が熱せられると破裂するおそれ。<br>爆発物ではない。爆発物ではない。                                                              |
| 特有の消火方法               | 水噴霧でドラムを冷却すること。                                                                                                 |
| 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置 | 防火服又は防災服を着用すること。水生環境への放出を防止すること。消火活動からの流去水が排水路又は水路に流れ込まないようにすること。水質汚染のリスクが生じた場合には、管轄官庁に通報すること。                  |
| その他の情報                | 警告：放水では十分な消火の効果が得られない場合がある。                                                                                     |

## 6. 漏出時の措置

|                       |                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 | 人員を安全な区域に退避させること。指定された個人用保護具を着用すること。詳細については項目8を参照。皮膚、眼又は衣類との接触を避けること。十分換気されているか確認すること。人員を漏出／漏えい(洩)の風上に遠ざけること。全ての着火源を排除すること(近接区域は禁煙とし、裸火、火花又は火炎を排除すること)。フラッシュバックに注意すること。静電気に対する予防措置を講ずること。漏出物に触れたりその上を歩いたりしないこと。 |
| 緊急対応を行う者のための保護具       | 項目8で推奨されている個人用保護具を着用すること。                                                                                                                                                                                       |
| 環境に対する注意事項            | 項目7及び項目8に記載されている保護措置を参照すること。安全に対処できるならば、それ以上の漏えい(洩)又は漏出を防ぐこと。製品が排水路に入らないようにすること。                                                                                                                                |
| 封じ込め方法                | リスクを伴わずに可能ならば漏えい(洩)を止めること。漏出物に触れたりその上を歩いたりしないこと。蒸気抑制泡を使用して蒸気を減らすことができる。流去水を回収するために液体流出物のかなり前方に堤防を築くこと。排水路、下水溝、排水溝、水路に入らないようにすること。後で廃棄するために土、砂又はその他の不燃性材料に吸収させて容器に移すこと。                                          |
| 浄化方法                  | 静電気に対する予防措置を講ずること。せき止めること。不活性吸収材料で吸収すること。回収して適切に表示された容器に移すこと。                                                                                                                                                   |
| 二次災害の防止策              | 汚染された物体及び区域を環境規則に従って十分に浄化すること。                                                                                                                                                                                  |
| その他の情報                | その区域を換気すること。項目7及び項目8に記載されている保護措置を参照すること。                                                                                                                                                                        |
| 参照すべき項目               | 項目8で推奨されている個人用保護具を着用すること。追加的な有害性情報については項目11を参照。詳細については項目13を参照。                                                                                                                                                  |

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

|          |                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安全取扱注意事項 | 個人用保護具を使用すること。蒸気又はミストを吸い込まないようにすること。熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。スプリンクラーが装備された区域に保管すること。包装容器のラベルに記載の指示に従って使用すること。産業衛生安全対策規範に従って取り扱うこと。皮膚、眼又は衣類との接触を避けること。この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。換気が不十分な場合、適切な呼吸用保護具を着用する。 |
| 衛生対策     | この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。汚染された作業衣は作業場から出さないこと。機器、作業区域及び衣類を定期的にクリーニングすることが推奨される。休憩前及び製品の取扱い直後に手を洗うこと。皮膚、眼又は衣類との接触を避けること。適切な手袋及び眼／顔面保護具を着用する。                                                                    |

### 保管

|         |                                                                                                                                                                          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安全な保管条件 | 容器を密閉して乾燥した涼しく換気のよい場所に保管すること。熱、火花、炎及び他の着火源(例えば、点火バーナー、電気モーター及び静電気)から遠ざけること。適切な表示のある容器に保管すること。可燃性物質の近くには保管しないこと。スプリンクラーが装備された区域に保管すること。個別の国内規制に従って保管すること。現地の規則に従って保管すること。 |
| 保管クラス   | 引火性液体                                                                                                                                                                    |

## 8. ばく露防止及び保護措置

**許容濃度**

| 化学名又は一般名          | 日本産業衛生学会                                   | 労働安全衛生法 作業環境評価基準 - 管理濃度 | ACGIH TLV      |
|-------------------|--------------------------------------------|-------------------------|----------------|
| 酢酸エチル<br>141-78-6 | TWA: 200 ppm<br>TWA: 720 mg/m <sup>3</sup> | 200 ppm                 | TWA: 400 ppm   |
| エタノール<br>64-17-5  | -                                          | -                       | STEL: 1000 ppm |

**生物学的モニタリング指標**

この製品は、供給されたままの状態なら、地域独自の規制団体が制定した生物学的制限値が設定された危険有害物質を一切含んでいない

**設備対策**

設備対策を使用してばく露をOEL又はDNEL未満に維持すること。特に密閉区域内では、十分な換気を確保すること。

**環境ばく露防止**

いかなる下水管の中、地面上又はいかなる水域中にも侵入させないこと。容器を密閉しておくこと。

**保護具****呼吸用保護具**

労働者がばく露限界値を超える濃度にさらされる場合には、認証を受けた適切な呼吸用保護具を必ず使用しなければならない。十分換気されているか確認すること。

**手袋**

リスクアセスメントで皮膚接触の可能性が示された場合は、認定基準に適合した耐薬品性で不浸透性の手袋を着用する必要があります。化学物質から手を保護するために、当社推奨の手袋を使用することができます。手袋の素材の突破時間に関する情報を提供できる手袋のサプライヤーまたは製造業者に相談して、適切な代替手袋を選択することも可能です。

| PPE - 手袋の材料        | 手袋の厚さ  | 破過時間    |
|--------------------|--------|---------|
| ブチルゴム製の保護手袋を着用すること | 0.7 mm | 120 min |

**眼及び／又は顔面の保護具**

密封性の高い安全ゴーグル。

**皮膚及び身体の保護具**

適切な保護衣を着用する。長袖の衣類。耐薬品性エプロン。帯電防止長靴。

**9. 物理的及び化学的性質****物理的及び化学的性質に関する情報**

外観  
物理状態

液体  
液体

|                         |                     |                             |
|-------------------------|---------------------|-----------------------------|
| 色                       | 無色透明                |                             |
| 臭い                      | アルコール               |                             |
| 臭いのしきい値                 | 6.4 ppm             | データは製品の主成分に対するものである         |
| 特性                      | 値                   | 備考・方法                       |
| 融点／凝固点                  | -84 °C / -119.2 °F  | データは製品の主成分に対するものである         |
| 沸点又は初留点及び沸点範囲           | ~ 77 °C / 170.6 °F  | @ 1013 hPa                  |
| 可燃性                     |                     |                             |
| 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界       |                     |                             |
| 爆発又は可燃の上限界              | 11.5                |                             |
| 爆発又は可燃の下限界              | 2                   |                             |
| 引火点                     | -4 °C / 24.8 °F     |                             |
| 蒸発速度                    | 7.5                 |                             |
| 自然発火点                   | 427 °C / 800.6 °F   |                             |
| 分解温度                    |                     |                             |
| pH                      |                     | 有機溶剤を含む                     |
| 粘度                      |                     |                             |
| 動粘性率                    |                     |                             |
| 動的粘度                    | 0.9 cP @ 25°C       |                             |
| 水への溶解度                  | 79 g/L @ 20°C       |                             |
| 溶解度                     | 以下に可溶性 有機溶媒         | データは製品の主成分に対するものである         |
| n - オクタノール／水分分配係数(log値) | 0.68                | n - オクタノール／水分分配係数 (log Pow) |
| 蒸気圧                     | 98.3 hPa @ 20 °C    |                             |
| 密度及び／又は相対密度             |                     |                             |
| 相対密度                    | 0.85                |                             |
| 蒸気濃度                    | 情報なし                |                             |
| かさ密度                    | 情報なし                |                             |
| 相対ガス密度                  | > 1                 |                             |
| 粒子特性                    |                     | 該当しない 液体                    |
| 粒径                      |                     | 該当しない 液体                    |
| 粒径分布                    |                     |                             |
| <b>その他の情報</b>           |                     |                             |
| 爆発性                     | 爆発物ではない 爆発物ではない     |                             |
| 酸化性                     | 酸化性物質の分類基準を満たさない。   |                             |
| 揮発性有機化合物                | 100.00%, 0.790kg/L。 |                             |

## 10: 安定性及び反応性

|             |                                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------------|
| 反応性         | 酸化剤、ハロゲン及び酸と発熱しながら反応する。                                        |
| 化学的安定性      | 通常の条件下で安定。                                                     |
| 危険有害反応可能性   | 酸化剤、ハロゲン及び酸と発熱しながら反応する。                                        |
| 避けるべき条件     | 熱、炎及び火花。                                                       |
| 混触危険物質      | 酸化剤、ハロゲン及び酸と発熱しながら反応する。                                        |
| 危険有害な分解生成物  | 通常の使用条件下ではない。熱分解すると刺激性及び有毒なガス及び蒸気を放出する可能性がある。二酸化炭素(CO2)。一酸化炭素。 |
| その他の情報      | 溶剤系インクとUV硬化型インクを混ぜないでください。可燃物と混合を回避するために予防策をとること。廃棄物処理。        |
| 爆発データ       |                                                                |
| 静電放電に対する感度  | あり。                                                            |
| 機械的衝撃に対する感度 | なし。                                                            |

## 11. 有害性情報

### 急性毒性

#### 毒性の数値尺度 - 製品情報

以下の値はGHS文書の第3.1章に基づいて算出されている

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ATEmix(経口)      | 99,999.00 mg/kg |
| ATEmix(経皮)      | 99,999.00 mg/kg |
| ATEmix(吸入 - 蒸気) | 99,999.00 mg/l  |

#### 毒性の数値尺度 - 成分情報

##### 急性毒性(経口)

| 化学名又は一般名 | パラメーター | 有効量        | 種   | 方法       | 備考 |
|----------|--------|------------|-----|----------|----|
| エタノール    | LD50   | 6200 mg/kg | ラット | OECD 401 |    |

##### 急性毒性(経皮)

| 化学名又は一般名 | パラメーター | 有効量         | 種   | 方法 | 備考 |
|----------|--------|-------------|-----|----|----|
| エタノール    | LD50   | 17100 mg/kg | ウサギ |    |    |

##### 急性毒性 - 吸入

| 化学名又は一般名 | パラメーター | 有効量                  | ばく露時間 | 種   | 方法       | 備考               |
|----------|--------|----------------------|-------|-----|----------|------------------|
| エタノール    | LC50   | 117 g/m <sup>3</sup> | 4 h   | ラット | OECD 403 | males<br>females |

### 症状

眼の発赤および流涙を引き起こすおそれがある。高濃度の蒸気を吸入すると、頭痛、めまい、疲労、吐き気及び嘔吐のような症状を引き起こすおそれがある。

### 製品情報

#### 経口

この化学物質又は混合物の特定試験データはない。飲み込むと胃腸刺激、吐き気、嘔吐、及び下痢を引き起こすおそれがある。

#### 吸入

この化学物質又は混合物の特定試験データはない。気道刺激を引き起こすおそれ。眠気又はめまいのおそれ。

#### 皮膚接触

この化学物質又は混合物の特定試験データはない。刺激のおそれ。長期にわたり接触すると発赤及び刺激を引き起こすおそれがある。

#### 眼接触

この化学物質又は混合物の特定試験データはない。強い眼刺激。(成分に基づく)。発赤、掻痒感、及び痛みを引き起こすおそれがある。

**眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性** 成分に対して利用可能なデータに基づく分類。強い眼刺激。

下表は各機関が何らかの成分を発がん性として記載しているかを示す。

| 化学名又は一般名         | 日本産業衛生学会 | IARC    |
|------------------|----------|---------|
| エタノール<br>64-17-5 | 1A       | Group 1 |

凡例

国際がん研究機関

グループ1-ヒトに対する発がん性がある

標的臓器影響

肝臓。呼吸器。眼。皮膚。中枢神経系。血液。生殖系。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

眠気又はめまいのおそれ。

## 12. 環境影響情報

生態毒性

| 化学名又は一般名 | 藻類／水生植物                                           | 魚類                                                  | 甲殻類                                         |
|----------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| エタノール    | EC50: 275 mg/L (72 h, <i>Chlorella vulgaris</i> ) | LC50: >100 mg/L (96 h, <i>Pimephales promelas</i> ) | LC50: 5012 mg/L (48h, <i>Ceriodaphnia</i> ) |

残留性・分解性

情報なし。

酢酸エチル (141-78-6)

エタノール (64-17-5)

| 方法 | ばく露時間 | 値        | 結果    |
|----|-------|----------|-------|
|    | 5 日   | >60% 生分解 | 易生分解性 |

生態蓄積性

成分情報

| 化学名又は一般名         | 分配係数  |
|------------------|-------|
| エタノール<br>64-17-5 | -0.35 |

土壌中の移動性

情報なし。

|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| オゾン層への有害性 | 分類できない。利用可能なデータに基づき、分類基準を満たさない。 |
| 他の有害影響    | 情報なし。                           |

### 13. 廃棄上の注意

|          |                                                   |
|----------|---------------------------------------------------|
| 残余廃棄物    | 環境中に放出してはならない。現地の規則に従って廃棄すること。環境法律に従って廃棄物を廃棄すること。 |
| 汚染容器及び包装 | 空の容器は火災及び爆発危険有害性を有する。容器を切断、穴開け又は溶接しないこと。          |
| 廃棄物処理    | 溶剤系インクとUV硬化型インクを混ぜないでください、可燃物と混合を回避するために予防策をとること  |

### 14. 輸送上の注意

#### IMDG

|                      |                                        |
|----------------------|----------------------------------------|
| 国連番号又はID番号           | UN1210                                 |
| 品名(国連輸送名)            | Printing ink related material          |
| 説明                   | UN1210, 印刷用インク関連物質, 3, II, (-4°C c.c.) |
| 国連分類(輸送における危険有害性クラス) | 3                                      |
| 容器等級                 | II                                     |
| 海洋汚染物質               | NP                                     |
| EmS番号                | F-E, S-D                               |
| 特別条項                 | 163, 367                               |

MARPOL 73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質  
情報なし

#### ADR

|                      |                                  |
|----------------------|----------------------------------|
| 国連番号又はID番号           | UN1210                           |
| 品名(国連輸送名)            | Printing ink related material    |
| 説明                   | UN1210, 印刷用インク関連物質, 3, II, (D/E) |
| 国連分類(輸送における危険有害性クラス) | 3                                |
| 容器等級                 | II                               |
| 海洋汚染物質               | 該当しない                            |
| ERGコード               | 3L                               |
| 特別条項                 | 163, 640C, 367                   |

#### IATA

|                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| 国連番号又はID番号           | UN1210                        |
| 品名(国連輸送名)            | Printing ink related material |
| 説明                   | UN1210, 印刷用インク関連物質, 3, II     |
| 国連分類(輸送における危険有害性クラス) | 3                             |
| 容器等級                 | II                            |
| 特別条項                 | A3, A72, A192                 |
| ERGコード               | 3L                            |

#### 日本

|                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| 国連番号又はID番号           | UN1210                        |
| 品名(国連輸送名)            | Printing ink related material |
| 説明                   | UN1210, 印刷用インク関連物質, 3, II     |
| 国連分類(輸送における危険有害性クラス) | 3                             |
| 容器等級                 | II                            |

環境有害性

該当しない

## 15. 適用法令

### 国内規制

#### 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

詳細情報については項目3を参照

#### 労働安全衛生法

##### 製造禁止物質等

該当しない

##### 製造許可物質等

該当しない

##### 特定化学物質等(特化則)

該当しない

##### 健康診断を要する有害物質

健康診断 - 労働安全衛生法第66条、労働安全衛生法施行令第22条、及び特定化学物質等障害予防規則、別表第5

##### 危険物

労働安全衛生法施行令別表第1

可燃性を有する物質

##### 特別管理物質

該当しない

##### 通知対象物質

法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9及び第3号別表第3

##### 危険性又は有害性等を調査すべき危険有害物

法第57条の3

##### 表示対象物質

法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9及び第3号別表第3

##### 労働安全衛生法 作業環境評価基準 - 管理濃度

作業環境測定を行うべき作業場(労働安全衛生法施行令第21条及び作業環境評価基準 - 実行上の管理レベル)。詳細な仕様については、SDSの項目8を参照。

### 毒物及び劇物取締法

該当しない

#### 消防法:

引火性液体、第4類、第1石油類、非水溶性液体、危険等級II、200L

#### 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

該当しない

### 船舶安全法

詳細については項目14を参照

### 航空法

詳細については項目14を参照

#### 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び施行令、別表第1の4; 引火性の物質

### 港則法

詳細については項目14を参照

### 労働基準法

化学物質により引き起こされる業務上の疾病 - 労働基準法第75条、労働基準法施行規則第35条及び別表第1の2、項目4の1

### 水質汚濁防止法

人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法第2条及び水質汚濁防止法施行令第3条の3で定める指定物質

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

該当しない

### 大気汚染防止法

大気汚染防止法第3条に排出基準が規定されている大気汚染物質

大気汚染防止法第2条、第4項で定める揮発性有機化合物

ご注意ください。化学物質名およびCAS番号は規制リストに記載されていると識別される場合がありますが、暴露経路や使用シ

ナリオはDomino印刷製品には適用されない場合があります。

### 国際規制

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 該当しない

ロッテルダム条約 該当しない

### 国際インベントリー 化審法インベントリ

インベントリー準拠状況については供給者まで問い合わせること。

ENCS - 化審法既存物質

## 16. その他の情報

改訂日

2026/02/12

改訂記録

\*\*\*前回の発行以降に更新されたデータを示します。

安全データシート で使用されている略語及び頭文字のキー又は凡例

凡例 8: ばく露防止及び保護措置

|     |             |     |       |
|-----|-------------|-----|-------|
| TWA | TWA(時間加重平均) | 天井値 | 最大限界値 |
| Sk* | 経皮吸収        | +   | 感作性物質 |

本SDSの編集に使用した主要参考文献及びデータ源

環境有害物質・特定疾病対策庁 (ATSDR)  
米国環境保護庁ChemViewデータベース  
欧州化学品局  
欧州食品安全機関(EFSA)  
米国環境保護庁  
急性ばく露ガイドラインレベル(AEGL)  
米国環境保護庁、連邦殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤法  
米国環境保護庁高生産量化学物質  
フードリサーチジャーナル (Food Research Journal)  
危険有害性物質データベース  
国際統一化学情報データベース(IUCLID)  
製品評価技術基盤機構(NITE)  
オーストラリア国家工業化学品届出審査機構(NICNAS)  
NIOSH(米国労働安全衛生研究所)  
米国医学図書館ChemID Plus(NLM CIP)  
米国医学図書館のPubMedデータベース(NLM PubMed)  
米国国家毒性プログラム(NTP)  
ニュージーランド化学物質分類・情報データベース(CCID)  
経済協力開発機構、環境・健康・安全に関する文書  
経済協力開発機構、高生産量化学物質点検プログラム  
経済協力開発機構、スクリーニング情報データセット  
世界保健機構

### 免責事項

この安全データシートは、JIS Z 7253:2019 に準拠している。このSDSに記載されている内容は、発行日時点の知見、情報に基づき正確を期したものです。ここに記載されている情報は当該製品の安全な取扱い、使用、加工処理、保管、運搬、廃棄、漏えい(洩)時の処理など指針とすることのみを目的としたものであり、いかなる保証をするものではなく、また品質仕様ではありません。本文中に明記されている場合を除き、他の何らかの材料と組み合わせて使用した場合、又は何らかのプロセスに使用した場合には、有効でなくなる場合があります。

安全データシートのおわり